

2013年7月8日

九州電力株式会社
社長 瓜生 道明 殿

※公印省略
「原発なくそう！九州玄海訴訟」
「風船プロジェクト」実行委員会

要 請 書

2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の過酷事故は、それまで「原発は安全」と伝えられていたことが根底より覆される結果になりました。そして2年余りが経過したにも関わらず、年間許容量を遥かに超える放射能が飛散しているため、故郷を追い出され、未だ故郷を離れての生活を強いられている方が約15万人いると言われております。

貴社は本日、原子力規制委員会が「新規制基準」を施行するのに合わせ、川内原発1、2号機の原発再稼働審査を申請するとの報道がされております。また近日中には、玄海原発3、4号機も再稼働審査を申請するとのことようです。「新規制基準」は、例えば申請した結果により原発の稼働年数を建築後60年まで認めるなど様々な問題点もあり、むしろ今までの基準より後退したとの指摘もあります。

わたしたちは昨年12月と今年4月に、玄海原発の近くより放射性物質に見立てた1,000個の風船を膨らまし飛ばす取り組みを行いました。風船の飛行経路は、すべての放射性物質の拡散経路をあらわすものではありませんが、遠くは四国や奈良県まで飛んでおります。風船発射後2時間20分に福岡市内で目撃され、発射後約7時間に徳島県で目撃されるなど、風船の多くは海を超えて東に向かって一直線に飛んでいます。玄海原発に過酷事故が発生した場合、北部九州はおろか西日本の広範囲にわたって被害が拡大する恐れがあることを危惧しております。

また「原発再稼働」についての世論調査においても、福島第一原子力発電所の事故から2年余りが経過しているにもかかわらず、半数を超える方が「原発は不要」と回答しております。一方、使用済みウラン燃料及び使用済みMOX燃料の数万年以上に及ぶ安全管理の見通しもたっておりません。あわせて原発は、被曝労働なしにはありえません。再稼働審査の申請は、貴社をはじめとした財界などによる一刻も早い「原発再稼働」に固執していると疑わざるを得ません。

わたしたちは以下の点について要請するものであります。

要 請 事 項

1. 市民の生命と生活を脅かす玄海原発の再稼働をやめ、直ちに廃炉にしてください。
2. 玄海原発の廃炉作業が完了して安心できるようになるまで安全管理を徹底し、一人の被害者を出さない完全な原子力自己防災体制を構築してください。
3. 廃炉までの間に玄海原発で事故が発生した際は、どんな些細な事故でも隠さずに、すべて直ちに市民に公表してください。

==この「要請書」に対する問い合わせ、回答先==

原発なくそう！九州玄海訴訟 原告団長 長谷川 照

同 風船プロジェクト実行委員会 代表 柳原 憲文（担当：田中美由紀）

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階（佐賀中央法律事務所）

電話 0952-25-3121 FAX 0952-35-3123 E-mail balloonpro2012@gmail.com